

2010.3.19

福島 みずほ	内閣府特命担当大臣	様
大島 敦	内閣府副大臣	様
泉 健太	内閣府大臣政務官	様

岡田 克也	外務大臣	様
武正 公一	外務副大臣	様
福山 哲郎	外務副大臣	様
吉良 州司	外務大臣政務官	様
西村 智奈美	外務大臣政務官	様

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ  
NPO法人全国女性シェルターネット  
〒102-8787 麹町支店留  
Fax 03-3221-7976

## ハーグ条約批准に関する要望について

日頃から、皆様の女性に対する暴力根絶へのご尽力に感謝申し上げます。

私たち、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ及びNPO法人全国女性シェルターネットは、シングルマザーやDV被害当事者を支援する民間団体の全国ネットワークです。

昨今、離婚後の共同の親権などを認める法改正を行う提案がさまざまな法学会等で活発に行われている状況だと伺っています。また、ハーグ条約の批准に向けても、共同の親権について議論の対象となっていると聞いております。

私たちはその状況に大変な危惧を抱き、本年2月実際に離婚後の子どもを引き取っている側の生活の実態を知ろうと、共同親権制度についてのアンケート調査を行いました。

結論から言えば、離婚後の共同親権を原則すべての離婚後の親子に認めることに関しては、慎重な調査と議論、その前段の条件整備が必要な状況であることが明確となりました。

また、ハーグ条約に関しては、もともとは、主たる監護親の元から連れ去った子どもを戻させるために作られた条約が、時を経て、DVから被害者がその監護する子どもを連れて逃げる行為に対して適用され、子どもの返還を命じることで、「避難」を阻止する結果を招来しています。すなわち、当事国で確立している条約の解釈と運用によれば、DVからの避難であるとの抗弁は審理に当たって顧慮されず、返還を命ぜられるため、被害者の危機感は深刻であり、被害者に主として監護を受けてきた子どもの心身の安全も到底確保できません。このような現実を直視し、そういった危惧を解消しないままの拙速な条約批准には、私たちは反対せざるを得ないと考えております。

ぜひ、別添のアンケート調査と提言をご一読いただき、過酷な状況にある離別家庭の実態をお受けとめいただき、ハーグ条約の批准には慎重な調査と議論を前提とし、当事者の意見聴取を十分に実施されることを要望いたします。